

令和元年度第3回大磯町文化財専門委員会議 議事録

1. 日 時 令和2年3月12日(木)
開会時間/午後2時 閉会時間/午後3時40分

2. 場 所 大磯町役場4階第2委員会室

3. 出席者

(委 員) 薄井 和男/委員長
山崎 祐子/委員
小澤 朝江/委員
細 井 守/委員

(事務局) 波多野昭雄/生涯学習課課長
北水 慶一/生涯学習課副課長
篠田 花織/生涯学習課主事

(オブザーバー)

佐川 和裕/大磯町教育委員会参事
岩本 一人/大磯町都市計画課主査
国土交通省 関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所 調査設計課長 皆川 望夢
国土交通省 関東地方整備局 営繕部 整備課 建設専門官 坂田 耕一
株式会社建文 建築文化研究所 田中 昭之
日本工営株式会社 交通都市事業部 都市交通計画部
地域計画設計グループ 小林 恭子

4. 傍聴者 3名

(開 会)

- ・会議成立の確認
- ・会議公開の確認
- ・傍聴者有無確認
- ・資料の確認

5. 前回会議録の確認

6. 議事

議題(1) 令和元年度文化財関連事業の進捗状況について

事務局から資料をもとに説明を行った。

- ・第1回、第2回で説明している部分を除き、新たに追記した点について説明した。
- ・例年文化財防火デーに合わせて文化財施消防訓練設備訓練及び消防設備訓練を行っており、地域住民の文化財愛護の意識と防火・防災の高揚を図ることを目的として実施している。
- ・埋蔵文化財の実施状況を平成30年度と対比したところ、照会も事前相談も少なくなっているように見受けられる。
- ・OISO学び塾V（白岩神社の祭礼）については、コロナウイルスの関係で中止になったが、祭礼自体は実施された。一般の観客は近づかないよう、ロープで3mほど離れた場所から見守っていた。
- ・台風後の巡回パトロールの際、散策路の一部に落枝や崩落があったが、できる範囲で散策路の確保を行い、関係部署に連絡し対応してもらった。なお、文化財への影響はみられなかった。

主な質疑応答は以下のとおり

[OISO学び塾について]

(委員) 今回はコロナウイルスの関係で講座が中止になってしまったが、白岩神社の祭礼は地味だが意義のある祭礼なので、別の機会に実施する予定はあるのだろうか。

(事務局) 町の文化財的行事を広く知ってもらうことも重要なことで、来年度の同様の時期に実施を検討している。

[美装化事業について]

(委員) 美装化事業の補助金を使っている旧木下家別邸改修事業は終わったのだろうか。

(事務局) もう間もなく終了予定。年度内に完了し、3月中に支払いを終えることになっている。

[巡回パトロールの仏像について]

(委員) 巡回の際には仏像も確認しているのか。

(事務局) この時の巡回については、看板の設置状況を中心に確認している。仏像については、前年度に確認した。

(委員) お寺側からは特になにか話はないか。

(事務局) 特に出てきていない。

議題(2) 令和2年度文化財事業計画について

事務局から資料の説明を行った。

- ・生涯学習課は9つの事業をもっており、そのうちの 하나가文化財保護事業となっている。
- ・文化財専門委員会議での調査・保存についての協議、国・県・町指定文化財への交付金の交付、文化財の現状の確認や防火巡回、修繕等を実施している。
- ・文化財調査報告書第50集、第51集については新規事業となっている。
- ・令和2年度も文化財専門委員会議は委員6名、年3回で実施を予定している。
- ・令和2年度は2冊の印刷製本を計画している。
- ・第50集は「国府祭調査報告書ダイジェスト版」とする。
- ・令和元年度に国府祭調査報告書を作成しており、3月16日に納品予定となっているが、国の交付金を使用している関係上300部しか作成出来なかったため、関係者への配布と一般に販売ができるよう、ページ数を減らしたダイジェスト版を作成しようと考えている。

- ・第 51 集は「高来神社と木造神像群保存修理概要報告書」とする。
- ・高来神社の神像は現在郷土資料館で保管しており、本年度最後の 11 軀目の修繕が終わったところである。保存修理の状況をまとめたいと計画をしていることである。

主な質疑応答は以下のとおり

(委 員) コロナウイルス感染症の影響がみられる時勢であるが、事業も多いので計画的に進めてほしい。

[国府祭調査報告書について]

(委 員) 3 月 16 日に納品できることはとても事務局が優れているといえる。なかなか現実的に出来ることではない。

またダイジェスト版の報告書作成についても、とても良いことだと思う。このままの報告書では扱いづらいと思われる。

ダイジェスト版の執筆は誰が行うのか。

(事務局) 計画の段階では、ある程度事務局で内容を抜粋し、まとめたうえで、執筆者の方に原稿を見ていただき、必要なポイントが残っているかを確認してもらいたい。

(委 員) 執筆者にはこれから連絡がいくのか。

(事務局) まだ令和 2 年度の予算が成立していないため連絡できていないが、予算成立後に連絡をさせていただく。

(委 員) 要約版は抜粋しても必要な事項が入っていることが大事であり、専門的に裏付けされたものでないといけないので、執筆された方としっかり調整をしていただき、良いものを作ってほしい。

[高来神社の神像について]

(委 員) 高来神社の神像も修繕が終わり、すべて揃った際には町の文化財として素晴らしいものとなる。公開についてはどういった段取りとなるのか。

(事務局) 主体が郷土資料館となっており、公開の詳しい内容は把握できていないが、4 月末からの企画展の中で紹介の予定となっている。過去に何回か高来神社関係の展示を行っているが、今回は全体の紹介と関連資料展示と聞いている。詳しいことは改めてお伝えする。

[ダイジェスト版の販売について]

(委 員) 報告書はなかなか手に入らないこと多いので、広く宣伝してほしい。

(事務局) 基本的に文化財調査報告書については郷土資料館と図書館で販売している。第 50 集、第 51 集も販売予定。

(委 員) 今回の国府祭調査報告書も販売対象なのか。

(事務局) 国府祭調査報告書については 300 部しかないため、販売対象にすることは難しい。

議題 (3) 町指定有形文化財の指定について (諮問)

事務局から資料の説明を行った。

その後、詳細な説明を国から行った。

- ・令和 2 年 1 月 31 日に指定申請書を収受した。
- ・平面図に赤い印があるものが、今回の指定の範囲 (案) となっている。
- ・平面図にある色分けは年代等や構造によってわかれている。

- ・大隈別邸では和室3か所が当時の状況がよく残っている状況。
- ・古河家が購入した際に、増改築が行われ、大隈別邸時代と改築後の建物が一体となってしまっており、切り離すのが難しいものもある。
- ・指定の申請書同意書について教育委員会定例会で文化財専門委員に諮問してよいか付議し承認していただいた。
- ・諮問の理由として明治30年に大隈が登場し、よく宴を開いた。明治34年に古河家が購入し増改築が施されているが、明治期の主要構造等が残存するとされており、現存する大隈重信別邸であるとともに、明治期に大磯が別荘地としてもっとも発展した時代の海浜別荘建築の残る貴重な建築物といえることができる。以上の観点から大磯町の文化財として指定したい。
- ・陸奥宗光別邸跡で明らかに後から付けたものであると思われるものについては、本来の母屋に悪影響を与えるといけないので外していきたい。

(委員) 陸奥宗光別邸跡の指定申請書について、書き方はこれでよいのか。建造物が主体なので、棟札などはいれるのか。一筆とは何か。

(オブザーバー)

一筆は誤植である。

(委員) 大隈別邸について、これから建物名称と部屋名称が頻繁に出てくるが、何を根拠に名称を決めたのか。陸奥宗光別邸跡は当初の図面があり、そこから継承していると思うが、大隈別邸は増改築が多く、明治の時とは違う部屋が多いので、何と呼ぶのかルールを決めておかなければいけないのではないかと。

陸奥宗光別邸跡の諮問の理由に「陸奥宗光別邸跡」の原型を一部踏襲していたとあるが、それは具体的にはなにか。

(オブザーバー)

タテ原型を一部踏襲して表記した。タテとは平面図案の雁行している形状が今の古河別邸の玄関等と似ているということで、タテ原型を一部踏襲していると記載した。このタテ原型とは古河電工のパンフレットから引用した。

陸奥宗光別邸跡は玄関があり、書生室があつて、左手に主人の間があり、昭和5年の建築物も同じようなものがあつたため、原型の一部を踏襲し、と表現を記載している。部屋名については検討の上、進めていきたい。建物に関しては文化財として棟札も普段は柱にくくりつけてあるので、これの取り扱いについてもご意見があれば検討の上、相談させていただきたい。

(委員) 色分けしている中で、保存と保全は今後の取り扱いは変わってくるのか。あくまで現状と昔からあるものとを分けるために使っているのか。

(オブザーバー)

邸宅の調査結果をもとに保存活用計画をまとめていこうと考えている。保存修理部分に関してもよく材が残っているので、材を痛めつけないように修理をして活用していきたい。保全に関してはあまり材が残っていない部分もあり、資料などからわかる範囲で同じような材を用いて修理等をしていくが、それが難しい場合もあり、似ているものを使いながら活用するようにしていきたい。材の残り具合によって今後の修復や活用をしていきたい。

(委員) 原型の一部を踏襲し、というのは日本語としておかしいので、正しくわかりやすい日

本語で検討してほしい。

(オブザーバー)

保存活用計画については最終稿でもう一度作文をしていきたいと思う。

(委員) 保存活用計画での指定の範囲と活用の関係性とは。原型で保存するが一番の基本で、活用を前提にして指定をとるのか、指定をしたうえで保存活用を行うのか、どちらか。

(事務局) 中を見てもらうのも活用といえる。指定をした範囲で活用していきたい。活用を見据えながらではあるが、保存を常に考えていきたい。

今は文化財に関しては文化庁の指示で、名前が保存活用計画になっているが、今後建物の価値がどこにあるのか、オリジナルの部分をどこまで残して後世に伝えていった方がいいのかということや、後に手が入っているところを復元することもある。改変しているのであれば、例えば身障者用のトイレや玄関などをバリアフリーに対応するなど、オリジナルの残っている部分ではないところで対応することにより、補助金の交付を受けるということもできる。建物のどこに価値があるのかを精査して活用を考えていく計画である。

丁寧に保存していくにあたって今後の方針をはっきり決めるためにも保存活用計画を決めていくという考えである。

(委員) 文化財保護ということを推して行ってほしい。

(オブザーバー)

指定範囲を決めるということになっているが、基本的にはほぼ全部が指定範囲とする。その中で明らかに新しい増築である部分を除外する。ただし無理に増築をした部分を取ると建物が悪くなる場合もある。

(オブザーバー)

記念公園内の建物自体が展示物的な意味合いもあるので、いまある建物を当時の材料を使いながら補修をしていく、安全安心のため耐震的な改修を行い、建物の価値を残したまま手を加えていきたい。文化財に指定されてしまうと、手を加えること自体が現状変更の扱いになるが、建築基準法に合わせると改修がなかなか難しい。建築基準法の概念にない方法で耐震改修をしていくためには、まず文化財の指定をして適用除外を受け、現状変更でないと手が出せないという形があるため、指定をしていただき、価値ある形で残していきたい。

(事務局) 次回は6月7月を目安に答申を行っていきたい。

議題(4) その他

今回諮問させていただき、次回は答申となる。現在滄浪閣についても調査しており、そのことについても相談させていただきたい。

会議のあと、大隈別邸と陸奥宗光別邸跡の現地見学を予定している。

(閉 会)